

## ご存知ですか！ 職員等の内部通報制度

### ■ 内部通報制度とは ■

市の事務事業に関して法令違反行為がある、又はそのおそれがある場合に、職員等が通報窓口（法令監察員又は法令遵守対応室）に通報できる制度です。

内部通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護するとともに、自浄作用を働かせ、不正行為の未然防止と早期発見を促し、市民の信頼を高めようとするものです。

### ■ 内部通報者の範囲 ■ 退職者を含む下記の者

- (1) 市職員（会計年度任用職員等を含む）
- (2) 市立小・中学校に勤務する東京都教職員等
- (3) 他自治体等からの派遣職員
- (4) 市からの受託業者、請負業者、指定管理者の役員及び業務従事者

### ■ 通報対象の範囲 ■ 行政運営上下記の行為

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為（法律・条例・規則等を含む）
- (2) 人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為

### ■ 内部通報の窓口 ■ 下記へ封書またはメールで通報してください。

- (1) 法令監察員（外部組織・弁護士2名）



◆ 永淵 慎 9:00～17:00 〒190-0012 立川市曙町 1-30-21 井上ビル B1-1 弁護士法人 ENISHI 電話 042-508-2840 メール s.nagafuchi@enishi-law.com	◆ 古川 健太郎 9:00～17:00 〒192-0081 八王子市明神町 2-27-6 文秀ビル 5階 弁護士法人八王子ひまわり法律事務所 電話 042-646-2468 メール furukawa@8og-lawoffice.com
--	--

- (2) 法令遵守対応室（内部組織）

◆ 鈴木 峰宏（室長）8:30～17:15 〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市市長公室コンプライアンス推進課内 法令遵守対応室 電話 042-523-2111 内線 2706 メール houreijunshu@city.tachikawa.lg.jp	◆ 藤吉 辰留（担当係長）8:30～17:15 〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市市長公室コンプライアンス推進課内 法令遵守対応室 電話 042-523-2111 内線 2707 メール houreijunshu@city.tachikawa.lg.jp
---	---

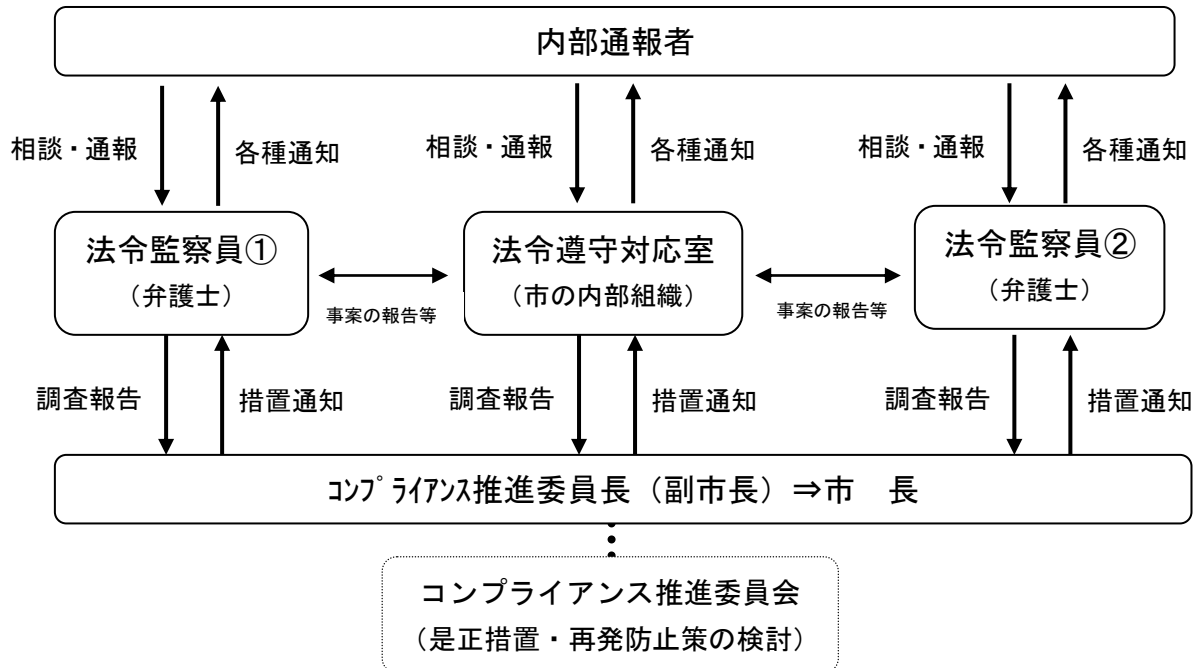
※ 電話では内部通報に関する相談のみ受け付けます。

### ■ 内部通報者の責務 ■

原則として実名により通報するものとし、確実な資料に基づき誠実に行うよう努め、他者への誹謗中傷や損害を与える等不正の目的で通報してはなりません。

## ■ 内部通報者の保護 ■

- (1) 内部通報者は、正当な内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いも受けません。
- (2) 内部通報者は、不利益な取扱いを受けた場合には、法令監察員へ申し出ができます。
- (3) 通報受理後は、通報者の氏名は記号に置き換えて管理されます。また、法令監察員、法令遵守対応室及び市長は、常に内部通報者の秘密保持に配慮します。



## ■ 内部通報のしくみ ■

### (1) 法令監察員の職務

- ・ 内部通報の事前相談
- ・ 内部通報の受付、調査、報告及び公表 ※
- ・ 不利益取扱いの申出の受付、調査、報告及び公表 ※
- ・ 法令遵守対応室の扱う通報事案の助言

※ 法令監察員は、市長等が改善措置をとらない場合、実態を公表することができます。

### (2) 法令遵守対応室の職務

- ・ 内部通報の事前相談
- ・ 内部通報の受付、調査、報告
- ・ 法令監察員の扱う通報事案の調査補助

(3) 内部通報者は、不受理や調査不要となった案件について、他の通報窓口へ調査を請求することができます。

(4) 法令監察員及び法令遵守対応室は、自己や親族に関連する事案や事案発生時の上司や部下に関連する事案等には関わることができません。

## ■ 市長や任命権者の責務 ■

- (1) 法令監察員や法令遵守対応室の報告に基づき、是正措置や再発防止策を講じ、その内容を法令監察員及び法令遵守対応室に通知します。
- (2) 内部通報の件数及び主な内容（通報者が特定される情報を除く）を公表します。